

低年金の高齢者に打撃 改革関連法案 支給さらに抑制

東京新聞 2016年3月12日

政府は十一日、二〇一八年四月から公的年金の額の伸びを低く抑えることを柱とする年金制度改革関連法案を衆院に提出した。将来世代に年金財源を渡す狙いがあるが、低年金のお年寄りらが打撃を受ける可能性がある。

厚生労働省は原案を昨年つくったが、政府・与党は集団的自衛権行使を容認する安全保障関連法などの審議を優先し、国会提出を見送った。今国会も夏の参院選を前に高齢者の反発が予想されるため、成立を見送る可能性もある。

年金額は物価・賃金の動きに合わせて毎年度改定される。〇四年に導入された「マクロ経済スライド」はその伸びを物価・賃金の伸びより1%程度低く抑える仕組み。物価が伸びないデフレ下では実施できないルールがあり、これまで物価の上昇を受けた一五年度しか実施されていない。

今回の法案はデフレ下で実施できなかった抑制分を次の年度以降に繰り越し、景気が上向いた時にその年度の抑制分と合わせ実施する。現在、国民年金は保険料を四十年間払い続けた人で月約六万五千円。現行でマクロ経済スライドを実施すると約三十年後に約三割目減りする見通し。法案は目減りを速め、その分を将来世代の年金に回す。

法案には、今年十月からパートなど短時間で働く人を厚生年金に入りやすくする内容も盛り込まれた。従業員五百人以下の企業が対象で、労使が合意すれば加入できる。ほかに、自営業などで国民年金に入る女性の支援策として産前・産後計四カ月間の保険料を免除する。年金額は保険料を払った場合と同額で一九年四月から実施する。

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の運営体制に関しては、理事長に権限が集まる現行から合議制に変え重要事項を決めるよう組織を見直す。一七年十月に実施する。（我那覇圭）

年金支給額さらに抑制 関連法案が閣議決定 高齢者反発も

東京新聞 2016年3月11日

政府は十一日午前の閣議で、二〇一八年度から公的年金の額の伸びを今より抑えることなどを柱とする年金制度改革関連法案を決定した。高齢者からの反発が予想され、夏の参院選を控えた与党内には今国会で成立させることに慎重論もある。（我那覇圭）

年金の額は物価・賃金の動きに合わせて毎年度改定される。伸びを抑える仕組みは「マクロ経済スライド」と呼ばれ、年金額は物価・賃金の伸びより1%程度低く抑えている。デフレ下では適用しないルールで、法案では適用見送り分を翌年度以降に繰り越し、景気が上向いた時にその年度に抑制する分と合わせて実施する。給付の抑制強化により、現行より年金額の目減りが早く進む。低く抑えた分は、将来世代の年金財源に回す。

ほかに、パート従業員らの厚生年金加入の拡大を促す。従業員五百人以下の企業を対象に、労使が合意すれば今年十月から短時間で働く人も加入できる。対象は約五十万人。五百人超の企業は既に十月からの適用が決まっている。

自営業など国民年金に入る女性に対し、産前・産後の四カ月間の保険料を免除する支援策も行う。年金は保険料を払った場合と同額を受け取れる。財源は加入者全員に保険料を月百円程度を追加負担してもらう。対象は約二十万人。実施は一九年四月。

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の組織改革も一七年十月に行い、理事長に権限や責任が集中している現行体制を改め、「経営委員会」を新設する。合議制にして、運用する資産の構成割合などの重要事項を決めるようにする。

(厚労省HP)

マクロ経済スライドってなに？

マクロ経済スライドとは、そのときの社会情勢（現役人口の減少や平均余命の伸び）に合わせて、年金の給付水準を自動的に調整する仕組みです。

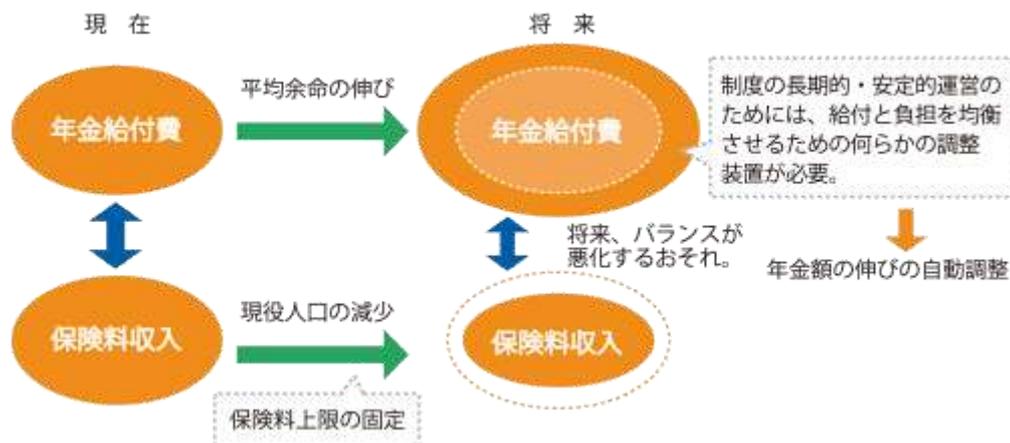
マクロ経済スライド導入の経緯

平成16年に改正する前の制度では、将来の保険料の見通しを示した上で、給付水準と当面の保険料負担を見直し、それを法律で決めていました。しかし、少子高齢化が急速に進む中で、財政再計算を行う度に、最終的な保険料水準の見通しは上がり続け、将来の保険料負担がどこまで上昇するのかという懸念もありました。

そこで、平成16年の制度改正では、将来の現役世代の保険料負担が重くなりすぎないように、保険料水準がどこまで上昇するのか、また、そこに到達するまでの毎年度の保険料水準を法律で決めました。また、国が負担する割合も引き上げるとともに、積立金を活用していくことになり、公的年金財政の収入を決めました。

そして、この収入の範囲内で給付を行うため、「社会全体の公的年金制度を支える力（現役世代の人数）の変化」と「平均余命の伸びに伴う給付費の増加」というマクロでみた給付と負担の変動に応じて、給付水準を自動的に調整する仕組みを導入したのです。この仕組みを「マクロ経済スライド」と呼んでいます。

<年金給付費と保険料収入のバランスの変化のイメージ>



具体的な仕組み

(1) 基本的な考え方

年金額は、賃金や物価が上昇すると増えていきますが、一定期間、年金額の伸びを調整する（賃金や物価が上昇するほどは増やさない）ことで、保険料収入などの財源の範囲内で給付を行いつつ、長期的に公的年金の財政を運営していきます。

5年に一度行う財政検証のときに、おおむね 100 年後に年金給付費 1 年分の積立金を持つことができるように、年金額の伸びの調整を行う期間（調整期間）を見通しています。

その後の財政検証で、年金財政の均衡を図ることができると見込まれる（マクロ経済スライドによる調整がなくても収支のバランスが取れる）場合には、こうした年金額の調整を終了します。

(2) 調整期間における年金額の調整の具体的な仕組み

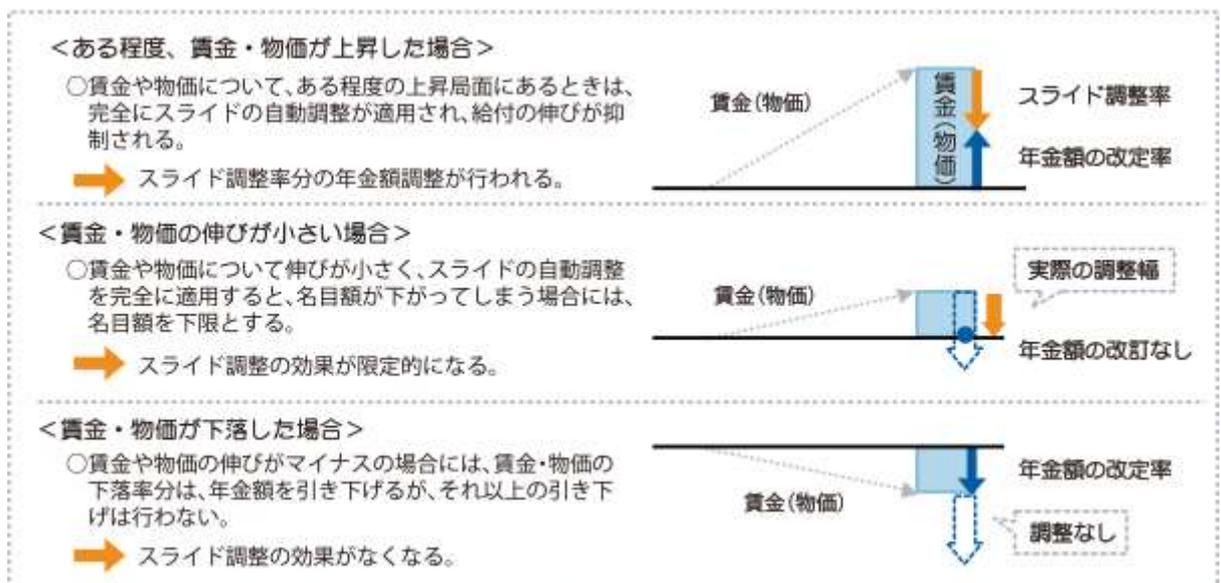
マクロ経済スライドによる調整期間の間は、賃金や物価による年金額の伸びから、「スライド調整率」を差し引いて、年金額を改定します。「スライド調整率」は、現役世代が減少していくことと平均余命が伸びていくことを考えて、「公的年金全体の被保険者の減少率の実績」と「平均余命の伸びを勘案した一定率（0.3%）」で計算されます。



○『スライド調整率』=『公的年金全体の被保険者の減少率+平均余命の伸びを勘案した一定率(0.3%)』

(3) 名目下限の設定

現在の制度では、マクロ経済スライドによる調整は「名目額」を下回らない範囲で行うことになっています。詳しい仕組みは、下の図を見てください。



(4) 調整期間中の所得代替率

マクロ経済スライドによる調整期間の間は、所得代替率は低下していきます（所得代替率について詳しくは、「所得代替率の見通し」をご覧ください）。調整期間が終わると、原則、所得代替率は一定となります。

$$\text{所得代替率} = \frac{\text{厚生年金の標準的な年金額}}{\text{男子被保険者の平均手取り収入}}$$

← 賃金上昇率－スライド調整率で変動（調整期間中）
← 賃金上昇率で変動

調整期間中は所得代替率が低下する。

<スライドの自動調整と所得代替率>



(日本年金機構のHP)

マクロ経済スライド

180010-722-219-244 更新日：2015年4月1日

マクロ経済スライドとは、平成16年の年金制度改正で導入されたもので、賃金や物価の改定率を調整して緩やかに年金の給付水準を調整する仕組みです。将来の現役世代の負担が過重なものとならないよう、最終的な負担（保険料）の水準を定め、その中で保険料等の収入と年金給付等の支出の均衡が保たれるよう、時間をかけて緩やかに年金の給付水準を調整することになりました。

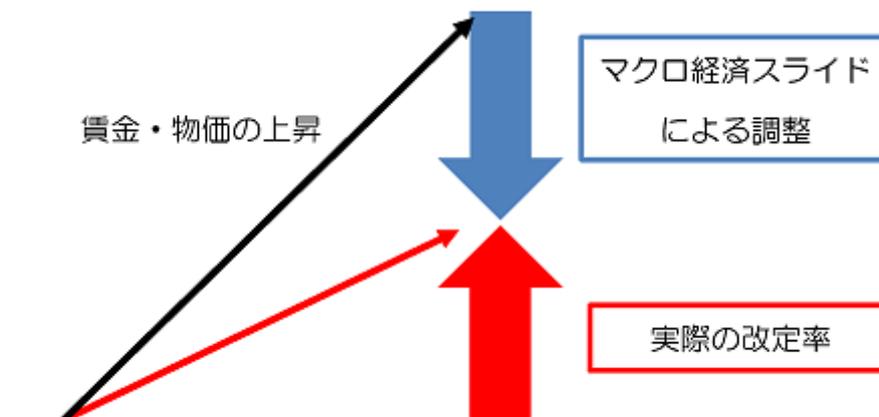
具体的には、賃金や物価による改定率から、現役の被保険者の減少と平均余命の伸びに応じて算出した「スライド調整率」を差し引くことによって、年金の給付水準を調整します。

なお、このマクロ経済スライドの仕組みは、賃金や物価がある程度上昇する場合にはそのまま適用しますが、賃金や物価の伸びが小さく、適用すると年金額が下がってしまう場合には、調整は年金額の伸びがゼロになるまでにとどめます（結果として、年金額の改定は行われません）。

賃金や物価の伸びがマイナスの場合は調整を行わず、賃金や物価の下落分のみ年金額を下げることになります。

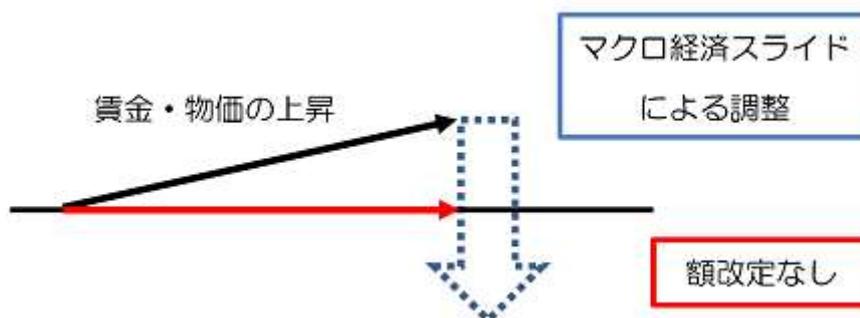
〔賃金・物価の上昇率が大きい場合〕

マクロ経済スライドによる調整が行われ、年金額の上昇については、調整率の分だけ抑制されます。



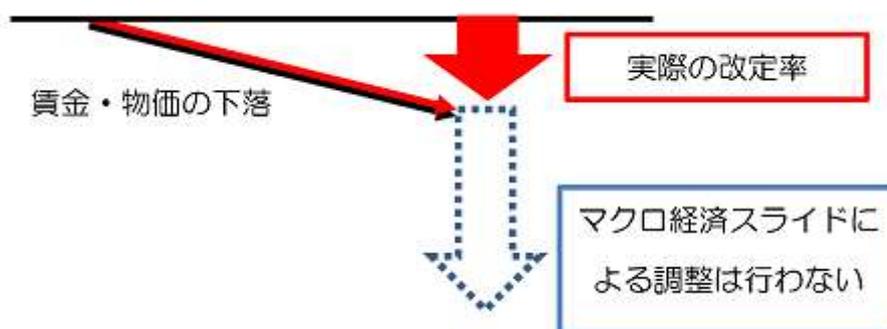
〔賃金・物価の上昇率が小さい場合〕

賃金・物価の上昇率が小さく、マクロ経済スライドによる調整を適用すると年金額がマイナスになってしまう場合は、年金額の改定は行われません。



〔賃金・物価が下落した場合〕

賃金・物価が下落した場合、マクロ経済スライドによる調整は行われません。結果として、年金額は賃金・物価の下落分のみ引き下げられます。



Q. 賃金や物価の上昇率が小さい場合でもマクロ経済スライドは行われるのですか。

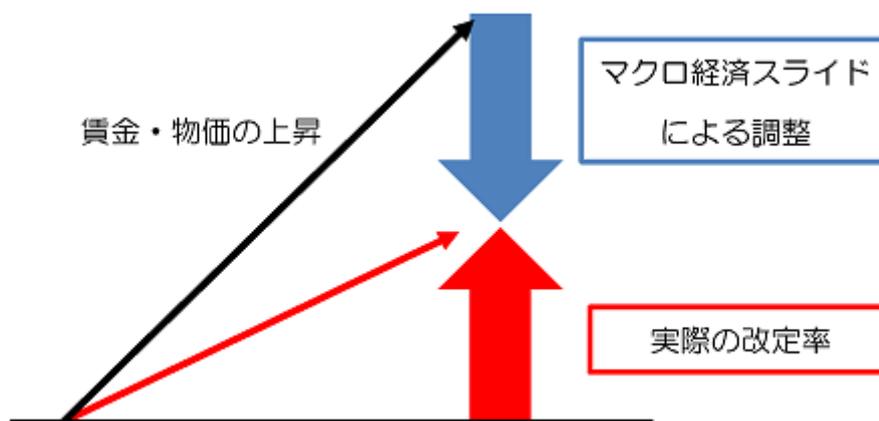
180010-942-830-841 更新日：2015年4月1日

A お答えします

マクロ経済スライドによる調整は、ある程度賃金や物価が上昇した場合にはそのまま適用されますが、賃金や物価の伸びが小さく、適用すると年金額が下がってしまう場合には、調整は年金額の伸びがゼロになるまでにとどめます（この場合、結果として年金額の改定は行われません）。また、賃金や物価の伸びがマイナスの場合は調整を行わず、賃金や物価の下落分のみ年金額を下げることになります。

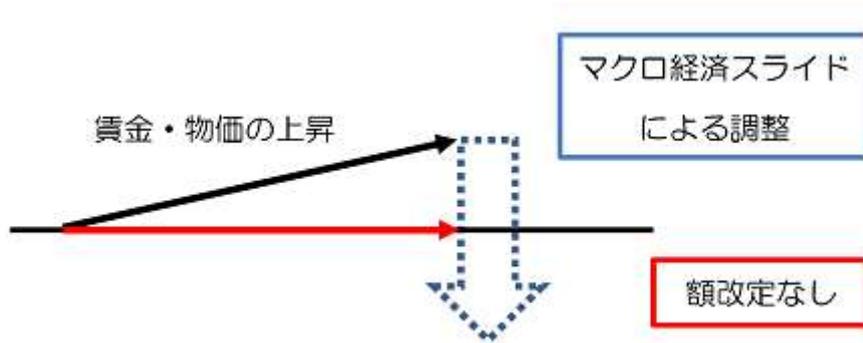
〔賃金・物価の上昇率が大きい場合〕

マクロ経済スライドによる調整が行われ、年金額の上昇については、調整率の分だけ抑制されます。



〔賃金・物価の上昇率が小さい場合〕

賃金・物価の上昇率が小さく、マクロ経済スライドによる調整を適用すると年金額がマイナスになってしまう場合は、年金額の改定は行われません。



〔賃金・物価が下落した場合〕

賃金・物価が下落した場合、マクロ経済スライドによる調整は行われません。結果として、年金額は賃金・物価の下落分のみ引き下げられます。

